

第1章 該非判定って何だ

1.1 該非判定とは

Q1-1：該非判定とは何ですか？

A1-1：輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術が、機能及び仕様を基準に規制する「リスト規制」に該当するか否かを判定することです。「該当」か「非該当」かを、判定するという意味で「該非」判定といいます。

Q1-2：「スピード規制」などのように、「対象+『規制』」という名前なら分かりやすいのですが「リスト規制」とは、「リストを規制する法規」ではないですね。この名前がついた背景を教えてください。

A1-2：「リスト規制」とは、法令で規制対象品目リストを規定して、そのリストを基に規制する、というものです。いわば「手法+『規制』」という構造で、他にあまり類を見ません。輸出規制には、もう1種類「キャッチオール規制」があります。これも「手法+『規制』」という構造で、「悪用を未然防止するために、案件の全ての要素、特に需要者に関する事項を洗い出し、包括的に可否を判断する規制」のことで、

概してまとめれば、スペックに着目して「ハイスペック品を規制する」のが「リスト規制」、需要者の素性と用途に着目して「兵器等に関する輸出を規制する」のが「キャッチオール規制」です。

表1-1 リスト規制とキャッチオール規制のポイント

	規制の種類	
	リスト規制	キャッチオール規制
輸出（技術提供） 規制の趣旨	武器及び軍事転用が懸念される貨物の輸出（技術提供）	懸念される相手への輸出（技術提供） ロースペック品でも軍事転用の可能性あり
規制対象貨物 （技術）	① 武器 ② 軍事転用が懸念されるハイスペック品又はデュアルユース品（*1）（及びそれらに関連する技術）	通常の鉱工業製品（及び関連技術）すべて
輸出先（提供先）	相手先問わず	大量破壊兵器（*2）関連又は通常兵器（*3）関連の需要者

（*1）デュアルユース品：

軍事用と民生用のどちらにも利用できるもの

（*2）大量破壊兵器等：

- ・核兵器
- ・軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置
- ・軍用の化学製剤
- ・弾頭を300km以上運搬することができるロケット
- ・軍用の細菌製剤
- ・弾頭を300km以上運搬することができる無人航空機

※それぞれの部分品も含む。

（*3）通常兵器：

輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物
（大量破壊兵器等に該当するものを除く。）